

2026年度 法学部2部 特別選抜（課題小論文）

【1】 テーマ

同性婚と憲法24条

【2】 課題

近時、日本においていわゆる同性婚訴訟が複数提起されている。そこでは、民法、戸籍法の規定が同性婚を認めていないことは憲法13条、14条、24条に違反するか否かが争われている。同性愛者が婚姻による利益を享受できないという問題を解決するためには、憲法24条をどのように解釈、適用するかが一つの鍵となる。以下に掲げる〈参考文献〉を読み、(1)～(4)の設問に答える形で論述しなさい。

(1) 日本の同性婚裁判における「札幌地裁（札幌地判令和3年3月17日）」および「東京地裁（東京地判令和4年11月30日）」の判決に対する著者の見解について述べなさい。

(2) 憲法24条の文言を乗り越えるためのヒントとして挙げられている米国及び日本の最高裁判決を1つずつ取り上げて、それらに対する著者の見解について述べなさい。

(3) 同性愛者が被っている不利益を解消するために著者が提案している2つの憲法解釈について述べなさい。

(4) 上記(1)～(3)で示した著者の見解・提案について、あなたの考えを述べなさい。

【3】 参考文献

千葉勝美『同性婚と司法』（岩波新書・2024年）

【4】 留意点

1. 【3】に掲げた参考文献を必ず読み、それを参考に小論文を作成してください。参考文献以外の文献も参考にしてください。参考にした文献は全て小論文の末尾の参考文献欄に明記してください。直接引用する場合は、どの文献の何ページから引用したか、必ず注記してください。

2. 小論文の字数は2,000字程度が目安です。小論文は、指定原稿用紙（様式6）を用いて、原稿用紙に記載されている記入上の注意に従って作成してください。小論文には、「小論文題名」と「氏名」を明記してください。「小論文題名」は各自でつけてください。

様式6については本学ホームページ（<https://www.hgu.jp/examination/examination-requirements.html>）よりダウンロードし、「A4サイズ」・「片面印刷」で出力の上、必ず手書きで作成してください。

3. 合否の評価は、【2】の(1)(2)(3)(4)のそれぞれについて、小論文の内容と口頭試問の結果により、総合的に行います。口頭試問では、提出された小論文に関する質問が中心となります。

学部	法学部（2部）
教科・科目名	課題小論文
出題方針	<p>わが国では、近時、同性婚を認めていない民法・戸籍法の規定が、家族生活における個人の尊厳と両性の平等について定めている憲法24条に違反するか否かについて、複数の裁判所で争われています。課題図書著者は、同性愛者は婚姻により得られる法的利益及び婚姻による個人の尊厳としての喜びを享受できない状態にあるところ、この問題を解決するためには、憲法24条をどのように解釈・適用するかが鍵になると考えています。著者はどのような観点から解決策を見出し、具体的にどのような提案をしているのかを理解したうえで、自分自身の意見を論理的に展開できているかがポイントになります。</p>
設問の意図	<p>問題1は、同性婚をめぐる地方裁判所の判断に対する著者の見解を示す問題です。これらの裁判では、憲法24条は異性婚を前提としており、また、同性愛者がパートナーと家族になるための法制度化は立法裁量に委ねられているため、同性婚を認めていない民法等の規定は憲法24条に反しないとしています。著者は、同性愛者の不利益を解消するためには、これらの地方裁判所とは異なる解釈をする必要があると考えています。</p> <p>問題2は、著者が取り上げた最高裁判決に対する著者の見解を示す問題です。これらの判決は人種差別や非嫡出子の相続分等に関するものですが、著者は、これらの事案は、多数決原理が支配する立法や行政では対応が困難であり、その解決が司法に期待されている状況下で最高裁判所が乗り出したという点で共通しており、同性婚に係る問題を解決するヒントがここにあると考えています。</p> <p>問題3は、著者の2つの提案を示す問題です。1つ目は、憲法24条1項の「両性」「夫婦」という文言は、婚姻当事者を特定するためのものであるため、「当事者」「双方」という文言と同じものとして解釈することは可能であるという提案です。2つ目は、同性愛者のカップルとその家族は、憲法24条2項の「婚姻と家族」に類似した存在であるため、この規定を類推適用し、当該制度は憲法上の制度であると解釈することは可能であるという提案です。</p> <p>問題4は、受験生自身の考えを示す問題です。上記の検討を踏まえて、自身の考えを論理的に展開できているかがポイントになります。</p>
総評	<p>小論文の出来栄については、受験生によりかなり差がみられました。問題の所在及び著者の見解を的確に把握したうえで、自分自身の見解を論理的に展開できている小論文も少なくありませんでしたが、中には、設問の意図を十分に理解できていなかったり、課題図書をきちんと読んでいるのか疑わしいものもみられました。</p>

学部	経済学部
教科・科目名	小論文（海外帰国生徒）
試験問題	2026年度 特別選抜（海外帰国生徒）は実施しておりません。また、直近においても本試験は実施しておらず、試験問題は公開しておりません。

学部	経営学部（経営学科・経営情報学科）
教科・科目名	小論文（海外帰国生徒）
試験問題	2026年度の海外帰国生徒選抜は実施しておりません。直近においても本試験は実施しておらず、また、過去の試験問題は著作権の関係上、公開しておりません。※過去問に関するお問い合わせは入試課までお願いいたします。

学部	法学部
教科・科目名	小論文（海外帰国生徒）
試験問題	2026年度の海外帰国生徒選抜は実施しておりません。直近においても本試験は実施しておらず、また、過去の試験問題は著作権の関係上、公開しておりません。※過去問に関するお問い合わせは入試課までお願いいたします。

学部	人文学部（日本文化学科・英米文化学科）
教科・科目名	小論文（海外帰国生徒）
試験問題	2026年度 特別選抜（海外帰国生徒）は実施しておりません。また、直近においても本試験は実施しておらず、試験問題は公開しておりません。

学部	工学部 (社会環境工学科・建築学科・電子情報工学科・生命工学科)
教科・科目名	小論文 (海外帰国生徒)
試験問題	2026年度の海外帰国生徒選抜は実施しておりません。直近においても本試験は実施しておらず、また、過去の試験問題は著作権の関係上、公開しておりません。※過去問に関するお問い合わせは入試課までお願いいたします。